

教 保 第 1 5 9 号
令和 2 年 6 月 22 日

学事振興課総括課長 様

保健体育課総括課長

学校の教育活動における県をまたぐ人の移動について [部活動]

このことについて、今般の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の全面解除に伴い、外出自粛の段階的緩和の目安が示されたことを受け、県立学校長宛て通知いたしました。

ついては、貴所管の学校に対して周知が図られるよう配慮願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、対応を変更する必要があることを御承知おきください。

記

1 送付物

- (1) 県立学校長宛て通知 (写)
- (2) 別紙「～学校の新しい生活様式～ 県立学校の部活動について [令和 2 年 6 月 22 日通知]」

【担当】

学校体育担当 (中村)

TEL 019-629-6190